

東みよし町中小企業振興基本条例

(前文)

東みよし町は、四国のほぼ中央部に位置し、町の中心を四国三郎吉野川が西から東へ流れ、これを挟んで北部と南部に町域が分かれ、北には景勝地で名高い箬蔵県立自然公園「美濃田の淵」、南には樹齢千年余りといわれる威風堂々とそびえるクスの巨樹「加茂の大クス」があり、豊かな水と緑に恵まれた地域となっています。

全国的に都市化が進み、人と人とのつながりや地域連帯感、郷土意識が薄れていく傾向にある中で、町には、豊かな自然と歴史、農山村としての歩みなどを背景に古くから培われてきた人のあたたかさや人情、郷土愛、地域連帯意識が色濃く残っており、ICT 教育の充実等により子育てしやすく住みやすい町であります。

町における産業・経済は、少子高齢化や人口減少とも相まって、依然として低迷し続けているのが実情です。第1次産業の担い手の減少や高齢化、これらに伴う農地や森林の耕作又は管理放棄地の問題が一層深刻化しているほか、商工業においても、商店街の空洞化や企業数の減少、これらに伴う雇用の場の不足、人口の流出、さらには地域全体の活力低下といった問題が表面化し、まちづくりの根幹を担う産業の再構築が強く求められる状況です。

このような中、人口流出に歯止めをかけ、町民が暮らしやすく、活気と魅力あるまちづくりを実現するためには、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）に沿った地域経済の持続的発展と活力の創造が必要であり、そこに求められる町内中小企業の役割は大きく、中小企業の自主的な努力に加え、町をはじめとする関係者が中小企業振興の重要性を認識し、地域社会全体で中小企業の振興を推進していくことが重要です。

ここに、東みよし町は、中小企業の振興を町政の重要課題として位置付け、地域社会が一丸となって中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、町の中小企業の振興に関する基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、町の責務、中小企業者等の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項各号に掲げる者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条第2項に規定する事業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び小企業者をいう。

- (5) 商工団体 商工会、商工会議所、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体その他中小企業の振興を目的とする団体であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 町内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。
- (7) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (8) 教育機関等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校並びに研究機関及び産業支援機関をいう。
- (9) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤し、又は通学している者をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善及び向上が推進されること。
- (2) 中小企業者等の経済的・社会的対応と、国際目標である持続可能な開発目標 (SDGs) への円滑な適応が図られること。
- (3) 多様な主体との連携及び協働を推進することにより、中小企業者等の事業の持続的な発展が図られること。
- (4) 町内にある多種多様な技術、特産品、自然環境等の地域資源が十分に活用されること。
- (5) 町、中小企業者等、商工団体、金融機関、大企業者、教育機関等及び町民との間で相互の連携協力が図られること。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他関係機関と連携協力して中小企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

- 2 町は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者等の実態を把握しつつ将来的展望を調査研究するとともに、関係機関の意見を反映しながら取り組むものとする。
- 3 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、町内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者等の役割)

第 5 条 中小企業者等は、経済的・社会的環境の変化に対応するため、経営の革新及び経営基盤の強化について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び役割を認識し、地域の発展及び活性化に寄与するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

第6条 商工団体は、中小企業者等の経営の改善及び向上のための支援に主体的かつ積極的に取り組むとともに、中小企業者等に寄り添い、町が実施する中小企業の振興に関する施策に対し積極的に連携、協力することで基本理念の実現に向け努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を理解し、中小企業者等が地域社会の発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等と共に地域経済の振興に資するとともに、町が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業の振興に資するとともに、町が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の協力)

第9条 教育機関等は、中小企業の振興が町の発展に重要な役割を果たすことを認識し、中小企業者等が基本理念の実現に向けて取り組む事業活動及び町が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(町民の理解及び協力)

第10条 町民は、中小企業の振興が地域経済の発展並びに町民生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、消費者として、町内で生産され、製造又は加工される物品を消費するとともに、町内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 町は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等の相互間及び中小企業の振興に関連する都市部企業との交流又は連携の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の経営の革新及び創業を促進すること。
- (3) 中小企業者等の販路の拡大を促進すること。
- (4) 中小企業者等の人材の育成及び確保を促進すること。
- (5) 中小企業者等の円滑な事業承継を促進すること。
- (6) 地域資源等の活用による農業分野、福祉分野等の幅広い視点からの持続可能な産業の発展及び創出を促進すること。
- (7) 中小企業の振興に関する町民の理解を深め、協力を促進すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に必要と認められる施策を行うこと。

(財政上の措置)

第12条 町は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)

第13条 町は、児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促すとともに、教育機関等その他関係機関と連携を図りながら、職業に関する情報及び体験の機会の提供等地域の実情を踏まえたキャリア教育を実施することにより、地域を担う人材の育成を推進し、町内への定住が図られるよう努めるものとする。

(協議の場の設置)

第14条 町は、この条例の目的の達成及び中小企業の振興に関する施策を推進するため、協議の場を設置するものとする。

(実施状況の公表)

第15条 町は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。